

県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施について

平成9年6月16日
外務省
防衛施設庁

- 1 県道104号線越え実弾射撃訓練の本土の演習場での分散・実施について、日米合同委員会の下に設置された訓練移転分科委員会において、本訓練の実施時期等について検討を行ってきたところ、本日の日米合同委員会（持ち回り）において所要の内容が承認された。
- 2 概要は次のとおりである。
 - (1) 射撃訓練は、平成8年（1996年）8月の特別作業班の日米合同委員会への勧告内容に従い実施される。
 - (2) 本年度の実施スケジュールは次のとおり。
 - 7月 北富士演習場
 - 9月 矢臼別演習場
 - 11月 王城寺原演習場
 - 2月 東富士演習場
 - (3) 射撃訓練に当たり、日本側は訓練の移転に伴い追加的に必要となる経費を負担するとともに、必要な支援を行う。
 - ア 主な経費負担項目
 - (ア) 人員・物資の輸送費
 - (イ) 燃料購入費
 - (ウ) 現地調査費
 - イ 主な米側への支援
 - (ア) 演習場における安全情報及び技術的支援の提供
 - (イ) 沖縄から移転先演習場への輸送に係る情報提供及び調整